

6月は「就職差別撤廃月間」です

しない させない 就職差別

昭和50(1975)年に「部落地名総鑑事件」が発覚したことを契機に、大阪府では、これまでも就職差別の撤廃に取り込んでまいりましたが、就職差別につながる問題事象が、高校生や大学生、また一般求職者から今もなお、少なからず報告されています。

大阪府では、この6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、さまざまな啓発事業を実施します。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保証することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いいたします。

就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

 **06-6210-9518** (6月中(閉庁日を除く)9:30~17:30)

✉ rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp (Eメールでの相談受付は6月中随時)

問い合わせ先 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎06-6210-9518

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。

- ・お父さん(お母さん)がいないようですが、どうされたのですか。
- ・尊敬する人物を教えてください。
- ・あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。
- ・あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。
家族の職業を教えてください。
- ・(女性に対して)結婚、出産しても働き続けられますか。



本人や家族の出身地や職業などが、面接を受ける人の就職に関係あるのでしょうか。また、思想・信条などは憲法で保障されている個人の自由権に属することです。就職の面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。



採用選考では、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。

応募者のもつ適性・能力を基準とし、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪市からのお知らせ

ひぼうちゅうしょう

インターネット上の誹謗中傷などによる 人権侵害に遭われた方への相談支援を強化します



大阪市人権啓発・相談センターでは、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害に遭われた方からの相談をお受けしています。

専門相談員が解決に向けたアドバイスを行うほか、内容により法的な観点からの助言が必要な場合には、**弁護士相談**を受けていただけるよう、相談支援を強化します。



対象 大阪市内にお住まいの方

費用 無料

な や み ぜ 口

受付 ☎ **06-6532-7830**

✉ 7830@osaka-jinken.net

※まずは専門相談員が相談内容をお聞きしたうえで、法的な助言が必要な場合には弁護士におつなぎします。

詳しくは大阪市ホームページをご覧ください



料金受取人払郵便

大阪西局
承認

3269

差出有効期間
令和6年5月
31日まで
(切手不要)

5 5 0 8 7 9 0
527

大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行

キ
リ
ト
リ
✂

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します

日常生活において「これは人権問題ではないだろうか?」と感じるときや、「法律ではどうなっているのか分からなくて困っている」ときなど、お気軽にご相談ください。(秘密厳守)

6・7月の 開設予定	6月 1日(木)	大阪市役所 1階市民相談室
	6月16日(金)	港区、東淀川区、旭区、阿倍野区
	7月21日(金)	西区、天王寺区、西淀川区、 住之江区

※上記以外の区役所の開催日については、下記 **問合せ** まで

料金 無料

時間 大阪市役所は10:00~16:00
各区役所は13:30~16:00

問合せ 大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課
☎06-6208-7611 FAX06-6202-7073

「人権擁護委員」をご存知ですか?

人権擁護委員制度とは「人権擁護委員法」に基づき、基本的人権を擁護するために設けられた国の制度です。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。専門の相談員が対応します。

✉ 電子メールによる相談もできます！

<https://jinken-net.jimdo.com/consultation/>



専門相談員による

人権相談

☎ 06-6532-7830
FAX 06-6531-0666

相談時間

月～金／9:00～21:00
日・祝／9:00～17:30

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)は休業
※人権相談の受付は相談時間終了の30分前まで

秘密厳守

プライバシーには十分配慮しています。
安心してご相談ください。

音訳版

「KOKOROねっと」

視覚に障がいをお持ちの方々に聞いていただけるよう、音訳ボランティアグループの皆様のご協力により、音声デジター版を発行しています。音声デジター版のCDをご希望の方は大阪市人権啓発・相談センターまでご連絡ください。また、MP3形式の音声は大阪市ホームページから聞いていただくことができます。

大阪市 人権啓発・相談センター

☎ 06-6532-7631
(平日9:00～17:30)
FAX 06-6532-7640

✉ ca0016@city.osaka.lg.jp
HP ▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000081942.html>

大阪市人権啓発・相談センター

LINE

大阪市の人権に関する取り組みや人権問題の今日的なテーマやクイズなどを週1回配信しています！



Q @osaka7830

検索



友だち追加 ID・QRコード▶



ウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。



「KOKOROねっと」

バックナンバーのお知らせ

「KOKOROねっと」
バックナンバー

これまで発行した「KOKOROねっと」のバックナンバーについて、大阪市ホームページに掲載しています。過去に特集した記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。



<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html>

大阪市人権啓発・相談センターなどの情報はこちら

大阪市人権啓発・相談センターホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000095095.html>



大阪市市民局 Facebook

<https://www.facebook.com/osakashi.shiminkyoku/>



KOKOROねっと 読者アンケート

質問 1

この情報誌を、どこで入手されましたか？
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



- 1 駅構内 2 市役所・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ 6 デジタルブック
7 その他()

質問 2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？
(複数回答可)

- 1 「ジェンダー平等」について考える (P.1～2)
2 「ケア責任から見たジェンダー平等」平山 亮さん (P.3～4)
3 6月は「就職差別撤廃月間」です (P.5)
4 大阪市からのお知らせ (P.6)

質問 3

あなたは、人権について関心がありますか？

- 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない

質問 4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか？

- 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった

質問 5

今後もこのような情報誌を読みたい(発行したほうが良い)と思いますか？

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

質問 6

あなたの年代をお聞かせください。

- 1 10代 2 20代 3 30代
4 40代 5 50代 6 60代以上

質問 7

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

7

◆次回のKOKOROねっとNo.54は、令和5(2023)年12月発行の予定です。
主な設置・配付場所:市役所・区役所・大阪メトロ駅構内・市立各図書館等

キリトリ